

非化石証書トラッキング実証実験 ご質問&回答

番号	Q	A
1	<p>先着順での属性情報割当において、発電事業者は割当結果を確認できるのでしょうか。</p>	<p>発電事業者による割当結果の確認方法について、事務局内で改めて検討した結果、小売事業者に事前調整の結果を通知するタイミングと、属性情報付与証明を交付するタイミングで、それぞれ発電事業者にも通知を行うようにいたします。</p> <p>なお、発電事業者に通知する情報は、小売事業者名までとし、小売事業者が契約する需要家に関する情報など追加的な参考情報は含まれないものとします。</p>
2	<p>再エネ特定卸供給契約（PPA）には、FIT法改正以前からの小売買取における特定契約も含まれるのでしょうか。</p>	<p>PPAには2種類あり、送配電買取分のうち再エネ特定卸供給契約が締結されているケースとFIT法改正以前の小売買取分が含まれます。</p> <p>再エネ特定卸供給契約の場合は、契約締結状況を確認するため必要書類の提出が必要ですが、小売買取の場合は事務局にて買取者を確認可能であるため、書類の提出は必要ありません。</p> <p>なお、再エネ特定卸供給契約、小売買取いずれの場合も、トラッキング付非化石証書が必要な場合は、発電事業者、小売事業者の双方から参加登録をしていただく必要があります。</p>
3	<p>小売事業者として参加する場合、「①再エネ特定卸供給契約（PPA）あり」、「②個別の合意あり」、「③残り先着順」のうち、複数同時に選択して参加することはできるのでしょうか。</p>	<p>複数同時に参加することができます。</p>
4	<p>小売事業者として参加する場合、あらかじめ発電事業者と合意することで、発電事業者の参加登録を代理で行うことはできるのでしょうか。</p>	<p>代理登録を行うことも可能です。その場合、事務局に設備情報などを記載する関連情報申請シートを提出する際に併せて委任状を提出していただきます。なお、委任状の様式については特に定めておりませんので一般的な委任状の書式に従い作成下さい。</p> <p>また、個人情報利用に関する同意書に関しては発電事業者ご自身にご記入いただいた上でご本人または代理人経由で提出していただく必要があります。</p>
5	<p>「①再エネ特定卸供給契約（PPA）あり」で参加する場合、PPA分の発電設備の情報は事務局から通知されるのでしょうか。</p>	<p>PPA分に関しては事業者において設備情報を把握しているため、事務局から個別の通知はいたしません。</p>
6	<p>トラッキング付非化石証書を購入する場合の費用はどれくらいでしょうか。従来の非化石証書の入札価格（1.3円/kWh～4円/kWh）の幅が変わるのでしょうか。</p>	<p>従来の非化石証書オークションの仕組みは変わらないため、価格も変わりません。</p> <p>今回の実証実験ではトラッキング情報付与のための事務手数料は必要ありませんが、将来的には事務手数料が発生する可能性はあります。</p>

非化石証書トラッキング実証実験 ご質問&回答

番号	Q	A
7	説明会資料11ページに記載のあるPPAの証明となる文書の提出とは、どのような文書でしょうか。	説明会資料16ページに記載のある書類で、設備IDや受電地点特定番号が確認できる購入電力料金明細書や供給電力量のお知らせを想定しています。再エネ特定卸供給契約の契約書の写し等は必要ありません。
8	属性情報を取得するにあたっては非化石証書の購入が必要ということですが、仮に購入しなかった場合にペナルティは発生するのでしょうか。	今回の実証実験ではペナルティは発生しませんが、将来的にはペナルティを検討する可能性はあります。
9	説明会資料26ページに記載のある追加情報の付与について、発電事業者に必要な家の情報は伝わるのでしょうか。	事務局からは小売事業者のみに交付し、発電事業者には交付いたしません。
10	属性情報は30分コマ単位で紐づけされるのでしょうか。	今回の実証実験では非化石証書の取引単位に合わせるため、紐づけは3か月単位となります。
11	小売買取において複数の小売事業者が買取する部分買取の場合、小売事業者が属性情報を取得できるのは部分買取した量まででしょうか。	そのとおりです。
12	「②個別の合意あり」の場合、発電事業者、小売事業者の双方から参加登録する必要があるのでしょうか。	発電事業者、小売事業者の双方から参加登録していただきます。 説明会資料7ページに記載のとおり、個別合意にあたっては発電・小売間で金銭のやり取りは想定しておらず、双方から登録された情報が整合していることを事務局が確認できれば十分なため、正式な契約書の締結手続き等は必要ありません。
13	RE100の要件で認められるトラッキングスキームは国が指定するスキームのみでしょうか。	RE100事務局によると、非化石証書に関しては、本実証実験によって属性情報が付与されたトラッキング付非化石証書のみがRE100に適合するものと整理されています。 また、環境価値のトレーサビリティについて、経済産業省の立場からその他の取組を否定するものではありませんが、それぞれのRE100との適合性については、RE100事務局による判断に委ねられることとなります。
14	参加登録をした後に、属性情報の取り置き申請をしなかったとしても問題ないでしょうか。	属性情報の割り当てが行われなければ問題ありません。
15	今回の実証実験が終了した後にシステム化される予定はあるのでしょうか。	今回の実証実験では手作業での手続きが多くなりますが、将来的にはシステム化についても検討しております。
16	トラッキング付非化石証書に有効期限はあるのでしょうか。	非化石証書のルールに準拠します。

非化石証書トラッキング実証実験 ご質問&回答

番号	Q	A
17	今回の実証実験に発電事業者が参加するメリットは何でしょうか。	発電事業者が、今回の実証実験に参加することによって再エネ拡大に熱心な事業者として認知され、特定契約を結びやすくなる等の広告効果があると想定しております。また、同意をいただける場合、実証実験協力事業者として参加事業者名を経済産業省が主催する審議会の場合や、経済産業省ホームページ、日本ユニシスホームページ等で積極的に周知していく予定です。
18	「①再エネ特定卸供給契約（PPA）あり」で参加する場合、FIT発電量（kWh）の全量ではなく、一部を割当希望量として申請することはできるのでしょうか。	一部だけを割当希望量として申請することは問題ありませんが、割当が確定した場合は、その量と同量以上を実際に非化石証書オークションで購入していただく必要があります。
19	今回の実証実験が終了した後、次回以降も参加登録が必要でしょうか。	次回以降の予定については現時点では未定です。正式に制度化されるまでは、今回の実証実験と同様に参加登録をしていただく方向で検討しております。
20	発電事業者については、自動的に参加登録されるものとし、希望しない場合のみ申請してもらう等、手続きの簡素化を検討していただけないでしょうか。	ご意見については今後の検討の参考にさせていただきます。
21	情報のやり取りが煩雑にならないよう、本格展開する際はJEPXとのシステム連携等についても検討していただけないでしょうか。	ご意見については今後の検討の参考にさせていただきます。
22	トラッキング付非化石証書の需給バランスによって、価格は変わるのでしょうか。	今回の実証実験では、属性情報の指定によって非化石証書の価格が変わることはなく、非化石価値取引市場で価格が決定されます。
23	希望した量の全量が割り当てられず、一部のみしか割り当てられなかった場合、辞退することはできるのでしょうか。	割当希望量に満たなかった場合でも、割当が確定した場合は、その量と同量以上を実際に非化石証書オークションで購入していただく必要があります。
24	PPAがある場合とない場合で、RE100要件への適合に向けた考え方に違いはあるのでしょうか。	今回の実証実験においては、特に違いについては整理しておりません。
25	トラッキング付非化石証書は、電気と分離された価値として需要家に移転することはできるのでしょうか。	非化石証書は電気と分離した価値として独立して需要家に移転することは認められておらず、電気と一体で需要家に移転することのみが可能です。
26	バラシンググループ（BG）代表者からの電源調達を行っており、JEPX会員ではない場合、本実証実験に小売事業者として参加することは可能でしょうか。	小売事業者として実証実験に参加いただくためには、JEPX会員になっていただく必要があります。非化石証書取引のみを目的として参加される場合の要件としては、小売電気事業者であること、債務超過でないことに加え、入会金108,000円、年会費480,000円、信託金1,000,000円（退会時返金）の支払いが必要となります。詳しくはJEPX主催の非化石オークションに関する事業者説明会資料p4をご覧ください。 ( <a href="http://www.jepx.org/news/pdf/jepx20180423.zip">http://www.jepx.org/news/pdf/jepx20180423.zip</a> )

非化石証書トラッキング実証実験 ご質問&回答

番号	Q	A
27	小売事業者の参加登録フォームで、最下段の項目、PPAの契約先名、対象設備ID、割当希望kWhの記入が任意になっていますが、未定の場合、後で記入することもよいのでしょうか。	PPAの場合は、原則として入力してください。 割当希望kWhが未定の場合は、一旦、未定・検討中と入力いただき、後で申告していただくようお願いいたします。(2月12日まで)
28	FIT発電事業者と小売事業者でPPAがあっても、FIT発電事業者は任意で他の小売業者にトラッキングの紐付けをすることはできるのでしょうか。	本実証実験においては、属性情報の帰属関係に関して混乱が生じることを防ぐため、小売買取を含みPPAが締結されている電気については、契約先小売事業者以外に属性情報を割り当てることをしないこととしております。従って、契約先小売事業者の参加がない場合その設備に関しては本実証実験への参加はできません。
29	個別合意の申請はどのように行えばよいのでしょうか。	参加登録後に事務局より送付される個別合意申請書に記入の上、合意内容を発電事業者と小売事業者の双方から提出してください。提出期間は2月4日～2月13日です。
30	個別合意に向けて事務局からサポートはあるのでしょうか。	個別合意を目指す場合は、発電事業者において連絡先の情報を小売業者に公開するかどうかを選択していただけます。公開された場合は小売事業者から直接連絡が入り、事業者間で調整をしていただくこととなります。事務局は情報公開の場を提供するのみで、合意形成の仲介はいたしません。
31	小売事業者がPPAを締結していない場合、発電所に紐付けされた非化石証書を購入したということを公表・公開できないのでしょうか。	トラッキング付非化石証書の営業活動における利用方法については、トラッキング付非化石証書の購入によって電源構成や販売電気の性質が変化したと需要家が誤認しないよう留意していただくことが基本となります。  ①PPAが存在しない場合は、トラッキング付非化石証書の購入実績自体を公表することは問題ありませんが、産地価値や特定電源価値を訴求し販売電気の性質が変化したように解釈できる方法で営業活動をすることは認められていません(例:「xx県産の太陽光電気を販売しています」といった記載は認められません)。  ②PPAを締結している場合については、産地価値や特定電源価値が移転していると考えられるため、トラッキング付非化石証書の購入実績のみならず、産地価値や特定電源価値を訴求することも可能です(例:「xx県産の太陽光電気を販売しています」と記載しても問題ありません)。

非化石証書トラッキング実証実験 ご質問&回答

番号	Q	A
32	<p>説明会資料14ページ、「期間中に個別合意がされない、または余剰が発生」の場合は「自動的に先着割当対象に含めてよいかは選択可能」とありますが、先着割当対象に含めることを選択しなければ、割り当てられることはない（実証試験からは離脱することになる）のでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
33	<p>説明会資料15ページ、個人情報利用の目的として、実証実験参加者への属性情報一覧表での開示とありますが、PPAの場合も開示されるのでしょうか。</p>	<p>PPAの場合、契約相手先以外には属性情報一覧は開示されません。</p>
34	<p>説明会資料27ページの属性情報付与証明のイメージには、19ページで公開許諾の対象となる項目や、26ページで希望に応じ記載される項目についての記載がありますが、その項目は選択に応じて記載されない場合があるのでしょうか。</p>	<p>説明会資料26ページの小売事業者の希望に応じて記載される項目については記載されない場合もありますが、19ページの公開許諾の対象となる項目（認定日／運転開始日または予定日／電力量（kWh））については全て記載されます。</p>
35	<p>説明会資料27ページ、属性情報付与証明について、1発電設備に対して、購入予定の需要家が複数いた場合に、購入量の内訳を分けて記載することは可能でしょうか。</p>	<p>属性情報証明書自体を任意で複数枚に分ける対応とさせていただきます。本実証実験においては、属性情報付与証明にトラッキング付非化石証書を使用する予定のメニュー名（排出係数申請時に使用する名称、営業活動に使用する通称）とメニューを販売予定の需要家を任意で追記することが可能です。</p> <p>その際、1発電設備のトラッキング付非化石証書について使用するメニューやメニューを購入する需要家が複数存在する場合、その内訳を事務局にお知らせいただければ、内訳に従って証明を複数枚に分割して発行いたします。</p>